破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５３３号
宮城県名取市箱塚１丁目９番８号
破産者　佐藤貴代司
１　決定年月日　平成25年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
宮城県石巻市新栄１丁目10番地５
破産者　岡　　純子
１　決定年月日　平成25年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
佐賀県佐賀市高木瀬東２丁目１番22号　ハイツ栄１階、申立時住所佐賀県佐賀市諸富町大字為重141番地６
破産者　原口　次夫
１　決定年月日　平成25年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番１　道営住宅Ｄ―204号、住民票上の住所北海道千歳市豊里３丁目10番１号
破産者　野田千鶴子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１４号
札幌市白石区本郷通６丁目南４番27号　コーポ鈴木Ｂ―６号
破産者　越野　　徹
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０５４号
北海道江別市上江別南町１番地の21、開始決定時の住所札幌市中央区南23条西８丁目１番１―102号
破産者　粟津　　清
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６４号
札幌市北区百合が原５丁目２番１―110号
破産者　佐藤　　功
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６号
宮城県石巻市水押２丁目９番４―49号、前住所宮城県石巻市大街道西２丁目７番37号　グリーンハイム105号
破産者　鎌田　昌子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
宮城県気仙沼市本郷１番地33
破産者　大杉　竜夫
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第７１号
秋田市新屋比内町21番８号　フェアステージノアＡ201号
破産者　伊藤　卓也
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０８７号
さいたま市見沼区大字中川600番地５
破産者　戸田　勝夫
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５９号
さいたま市見沼区蓮沼1367―３　川村方、住民票上の住所神奈川県平塚市北豊田513番地の４
破産者　大田　三夫
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６０号
神奈川県平塚市北豊田513番地の４
破産者　大田けい子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８１号
埼玉県朝霞市本町１丁目12番５―702号
破産者　穐山　泰郎
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１０号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘２丁目13番34号　コーポあけぼの203
破産者　齋藤　時雄
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１７号
埼玉県蕨市北町４丁目３番11号　ウィーブ北町302号
破産者　根岸　順子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３８号
さいたま市桜区田島２丁目13番６号
破産者　倉持恵美子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
神奈川県平塚市立野町29番21―304号　ビューハイツ湘南、前住所神奈川県平塚市桃浜町13番26号　松本コーポラス205号
破産者　鈴木　久夫
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部